



活 動

## 地方六団体



7月20日、小泉内閣総理大臣に国庫補助負担金改革案を提出する地方六団体会長。右から麻生全国知事会会長、山出全国市長会会長、山本全国町村会長、米田全国都道府県議会議長会会長、国松全国市議会議長会会長、山田全国町村議会議長会理事。

全国町村会をはじめ、全国知事会、全国市長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の地方六団体は、7月19日、国・地方税財政の三位一体改革で積み残しとなっていた補助金改革6,000億円の移譲対象として総額9,973億円の「国庫補助負担金等に関する改革案(2)～3兆円の税源移譲を確実なものとするために～」をとりまとめ、翌20日、小泉内閣総理大臣に提出した。

提出を受けた小泉総理大臣は、地方の立場を理解しながら対応すると強調、今後議論は「国と地方の協議の場」を中心に進められることとなる。地方六団体代表は、このほか、細田官房長官、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、竹中郵政民営化・経済財政政策担当大臣、自民党・与謝野政務調査会長、片山地方税財政改革プロジェクトチーム座長などと相次いで会談し、改革案の実現を求めた。

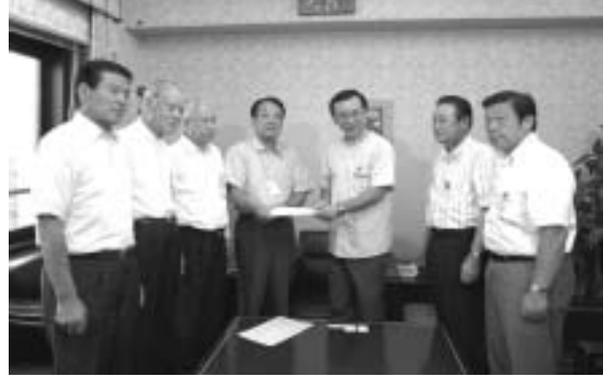
国庫補助負担金改革案を  
小泉内閣総理大臣に提出

活 動

麻生総務大臣



谷垣財務大臣



与謝野自民党政務調査会長



竹中郵政民営化・経済財政担当大臣



昨年11月、政府・与党が合意した「三位一体改革の全体像」では、3兆円規模の税源移譲は確認されたものの、実現した移譲額は2・4兆円にとどまり、6、000億円が先送りされていた。このため政府は、今年4月再開した「国と地方の協議の場」で、地方六団体側に改めて残る6、000億円の補助金改革案の提案を要請。これを受け、地方六団体では、各団体における機関決定を経て、今回の「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」3兆円の税源移譲を確実なものとするために、「をとりまとめたものである。」

今回の改革案における平成18年度移譲対象補助金は、先送りされた税源移譲額6、000億円に結びつくものとなるよう選定した。内容は、地方財政法第16条関係の経常的な国庫負担金で、在宅福祉事業費補助金、小規模企業等活性化補助金、農業委員会交付金など32項目(1、620億円程度)、地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金で、児童保護費等負担金、公営住宅家賃対策等補助、保健事業費等負担金など9項目(2、580億円程度)、経常的な国庫補助負担金のうち交付金化されたもので、次世代育成支援費対策交付金、農業・食品産業強化

対策推進交付金、農山漁村地域活性化推進交付金など9項目(570億円程度)、普遍的・経常的に行われる施設整備に関する補助金等(交付金化されたものを含む)で、公営住宅建設費等補助、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助など12項目(5、200億円程度)の総額9、970億円程度となっている。(9ページ別表「18年度移譲対象補助金」一覧参照)

改革案は、提示の前提条件として、「三位一体改革」を19年度以降も引き続き「第二期改革」として実施することや、「国と地方の協議の場」の定期的な開催を制度化すること、などを要請。また、義務教育費国庫負担金について、「最終的には国と地方の協議の場で協議・決定すること」とした。

また、18年度改革にあたっては、個人住民税所得割の10%比例税率化による3兆円規模の確実な税源移譲の実施、税源移譲額が、補助金等の廃止額に満たない場合の地方交付税による確実な財源措置、廃棄物処理施設等の施設整備は臨時・巨額の財政負担が生じるため、地方債と地方交付税措置の組み合わせで措置、することなどを求め、税源移譲する補助

活 動



片山自民党地方税財政改革PT座長



二橋内閣官房副長官

金は、「地方の改革案の範囲内で提示し、改革案にない補助負担率の切り下げことなどが代案となることは、絶対にあつてはならない」とした。

さらに国庫補助負担金改革に併せて講じるべき措置として、地方交付税の見直し、国直轄事業負担金の廃止、国による関与・規制の見直し等、新たな法律の制定(三位一体改革)推進のための法整備)、国の行財政改革の断行と地方の自己改革の5項目を掲げた。

改革案をとりまとめた19日の地方六団体代表者会議の後に行われた記者会見で山本文男全国町村会長(福岡県添田町長)は、「移譲対



自民党の合同会議で意見を述べる  
鹿野全国町村会副会長

象補助金の大きなものが先送りされたため、第1期の改革が片づいていないのは残念である。今回の改革でさらに先送りされることになる、地方と国の間に亀裂が生じるのではないか。これからは国と地方がさらに協調して改革を進めて行かなくてはならない重要な時期であるので、政府側は総理を中心にして英断を持って対応して欲しい。」と述べた。

また22日には、「自民党総務部会・地方税財政改革プロジェクトチーム合同会議」、「公明党地方分権・三位一体改革推進委員会」に六団体の代表が出席し、改革案の説明と実現に向けた与党の協力を要請。全国町村会からは鹿野文永副会長(宮城県鹿島台町長)が出席し、自民党の合同会議では、「改革案のとりまとめにあたって、過疎地域等の町村長の意見を十分聴いて、議論したのか。」との議員の発言に対し、「全国町村会として正式に機関決定したものであり問題は無い。理解されていない面については、さらに徹底を図りたい。」と述べた。

地方六団体はこのほか、全国会議員を対象に、削減案の賛否を問うアンケートを実施し、8月中旬に個人名を含めた回答を公表する方針も決めた。

活 動

# 国庫補助負担金等に関する改革案(2)

## 3兆円の税源移譲を確実なものとするために

### はじめに

昨年8月、地方六団体は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に基づき政府から要請のあった国庫補助負担金の具体的な改革案「国庫補助負担金等に関する改革案」(以下、「地方の改革案」という。)を取りまとめ、小泉内閣総理大臣に提出した。地方の改革案では、第1期改革として、3・2兆円にのぼる国庫補助負担金を廃止し、それに見合う税源として所得税から住民税へ3兆円程度の移譲を実施することを提言した。

また、本来、「三位一体の改革」は、住民の自治意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に向けた地方分権改革の骨格をなすものであることから、平成19年度以降の改革を「第2期改革」として位置づけ、改革の全体像を併せて提示したところである。

しかしながら、これまでの「三位一体の改革」への政府における取組は、真の地方分権改革を推進するものとはなっていない。

昨年11月の政府・与党合意においても、地方の改革案で示した国庫補

助負担金について見ると、税源移譲に結びついたものは、金額にして3・2兆円のうちわずか1兆円余り、項目数にして148項目のうちわずか41項目と、それぞれ3割程度しか実現していない。これは、政府・与党案に平成16年度改革分に相当する税源移譲額を1年遅れで含めたことと、地方の改革案から除外すべきと

していた国民健康保険国庫負担金を唐突に廃止・一般財源化したことにより、社会保障関連など多くの国庫補助負担金が改革の対象から外されたことが主な原因である。この結果、税源移譲額は、政府の目指す3兆円の8割、2・4兆円程度にとどまっていることも大きな問題である。

地方六団体は、あくまでも3兆円の税源移譲を確実に実施することが今回の「三位一体の改革」の基本であるという認識のもと、それに見合う国庫補助負担金の廃止の具体的な提案を行うこととした。平成18年度までに改革の成果をあげ、その成果をもとに、平成19年度以降の第2期改革につなげていかなければならない。

政府においては、地方の意見を真摯に受け止めるとした小泉内閣総理大臣の決意に従いこの改革案を着実に実施し、平成19年度以降も更に引き続き地方分権改革を推進するよう、強く求める。

平成17年7月19日

- 全 国 知 事 会
- 全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
- 全 国 市 長 会
- 全 国 市 議 会 議 長 会
- 全 国 町 村 会
- 全 国 町 村 議 会 議 長 会

### 1 改革案を提示するに当たっての前提条件

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」で示された、小さくて効率的な政府」の実現は、「官から民へ」「国から地方へ」の改革を徹底することから始まる。地方分権の観点から進める「三位一体の改革」こそが究極の構造改革であり、昨年来、我々地方公共団体の総意として求めている次の各事項が、確実に実行されることを前提条件として、この国庫補助負担金改革案を提示する。

政府においては、誠意をもって地方六団体と協議を尽くし、国と地方の信頼関係の上にたつて、「三位一

体の改革」を真の地方分権を目指した改革として推進すること。

「三位一体の改革」の更なる推進

地方分権推進のための「第2期改革」

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現し、地方分権を一層推進するため、消費税を含めた基幹税により、税源移譲を積極的に進める必要がある。

このため、「三位一体の改革」は、現在進めている平成18年度までの改革にとどまるものではなく、これを「第1期改革」と位置づけ、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うこと。

なお、「基本方針2005」において、「平成18年度までの三位一体改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する」との方針が盛り込まれたが、政府は、地方財政自立に向けて、平成18年度までの改革で着実な成果を上げ、19年度以降も引き続き改革を強力に推進すること。

「国と地方の協議の場」の制度化等「国と地方の協議の場」は、「三位一体の改革」を推進する上で重要な役割を果たしていることから、今後も定期的に関催し、これを制度化すること。

なお、第1期改革における3兆円

規模の税源移譲に確実に結びつく改革となるよう、義務教育費国庫負担金等の個別事項についても、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。

### 18年度改革に当たっての具体的な前提条件

#### 3兆円規模の確実な税源移譲

平成18年度までの第1期改革においては、「基本方針2005」を踏まえ、個人住民税所得割の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

#### 地方交付税による確実な財政措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

このため、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、「基本方針2005」を踏まえ、地方財政全体としても、個別の地方公共団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

また、第2期改革を含め、改革を行っている間は、不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと。

#### 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等は、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設であり、これらの整備事業は、個別の地方公共団体にとつては、臨時的かつ巨額の財政負担となることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講ずること。

#### 地方の改革案の範囲内の検討

今回の改革は、昨年11月の政府・与党合意において先送りされた税源移譲額6、000億円に結びつく国庫補助負担金改革として、あくまで地方の改革案で示した3・2兆円の移譲対象補助金の中から、平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金(以下、「18年度移譲対象補助金」という。)を選別して提示するものである。

したがって、地方の改革案にない補助負担率の切下げなどが代案となることは絶対にあつてはならず、地方の自主・自立につながる国庫補助負担金が改革対象に入り込む余地はないことを、政府はあらかじめ確認し、誠意をもって協議を行うこと。

#### 地方への負担転嫁の禁止

国の財政再建のための国庫補助負担率の引下げや、税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止、予算

シーリングによる国庫補助負担金の縮減などを昨年のようにスリム化と称して改革に含めることは、「三位一体の改革」に名を借りた地方への負担転嫁であり、断固として受け入れられない。

特に、生活保護事務や児童扶養手当支給事務等は、地方自治法に定める法定受託事務として、国が責任を持つて制度設計を行い、適正な事務処理に必要な処理基準等をきめ細かく定めるべき事務であり、地方自治体は、国が定めた認定基準への当てはめ、事実認定という基本的役割を担っているものである。このため、生活保護費負担金等を今回の改革の対象とするようなことは絶対にあつてはならない。

#### 新たな類似補助金、交付金の創設

##### 禁止

国庫補助負担金を廃止する一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金、交付金及び統合補助金等を創設することは、国に権限と財源を残す上、地方の自由度・裁量性を高めるといふ改革の意義をも損ねるものであり、認められない。

#### 2 平成18年度の国庫補助負担金改革

##### 18年度移譲対象補助金の規模等

平成18年度までに3兆円規模の税

源移譲を確実に実施するため、18年度移譲対象補助金は、先送りされた税源移譲額6、000億円に結びつくものとなるよう選定する。

18年度移譲対象補助金の具体的な項目は別表のとおりであり、総額で9、970億円程度とする。

なお、昨年11月の政府・与党合意において改革分として決定された国庫補助負担金の中には、従来の補助負担金のまま一部存続したのもも多い。税源移譲に結びついていない当該存続部分については、18年度移譲対象補助金として再度選別する。

#### 18年度移譲対象補助金の内容

地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金(下記)に係るものを除く

く

【1、620億円程度】

地方公共団体の事務として同化・定着、定型化し、引き続き地方が実施する必要があると思われるもので、国庫補助金の廃止後においても税源移譲により財源の確保が必要となるもの

地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金(下記)に係るものを除く

く

【2、580億円程度】

地方公共団体の事務として義務的に行われているもので、廃止して税源移譲することにより、地方の裁量度を高め自主性を拡大することにつながるもの

活 動



19日、地方六団体代表者会議の後行われた会見で、記者団の質問に答える山本全国町村会長。

「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の提案に当たっての共同声明

地方六団体は、政府からの要請を受け、三位一体改革を実現するため、多くの議論・調整を重ねた末、昨年8月24日に3兆2千億円の国庫補助負担金の改革案を小泉内閣総理大臣に提出した。本来この地方案にしたがって改革がなされるべきところ、昨年11月26日の政府・与党合意では多くの課題が先送りされており、我々地方にとって誠に不十分な内容となっている。なかでも、税源移譲については、3兆円が決定済みであるにもかかわらず、それに見合う国庫補助負担金改革として2兆4千億円が決定されるに止まっており、6千億円が未決定のままであ

經常的な国庫補助負担金のうち交付金化されたもの

【570億円程度】  
普遍的・經常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金(交付金化されたものを含む)

【5、200億円程度】  
施設整備の必要性や規模、時期及びその後の改修・補修の更新を地方の判断で計画的に整備することが効率的で、廃止して税源移譲することにより、地方の裁量度を高め自主性を拡大することにつながるもの

る。これについて、去る4月28日の「国と地方の協議の場」で改めて地方案をまとめて欲しいとの要請が政府からあった。  
この要請に応じ、地方六団体は、3兆円の税源移譲を確実なものとし、さらなる地方分権を進めるため、幾多の議論を経て、一致結束し「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、改めて政府に案を提出することとしたものである。このように我々地方は、政府の要請に対し、その都度真摯に責任を果たしてきた。  
政府においては、今後、誠意を持って地方六団体と協議を進めなが

特定地域において講じられて  
いる補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の高上げなどの制度の趣旨を踏まえ、引き続き必要な措置を講じること。

3 国庫補助負担金改革に併せて講じるべき措置

地方交付税の見直し

税源移譲による地方税財源の充実確保が行われた場合であっても、税  
ら、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、責任を持って地方の改革案に沿った改革を実現すべきである。

地方六団体としても、地方分権推進連盟と連携を強化し、今秋の三位一体の改革の残された課題の決着と今後の第2期改革を含む真の地方分権の確立に向けて、一致結束して行動していく決意である。  
平成17年7月19日

- 全国知事会 会長 麻生 渡
- 全国都道府県議会議長会 会長 米田 義三
- 全国市長会 会長 山出 保
- 全国市議会議長会 会長 国松 誠
- 全国町村会 会長 山本 文男
- 全国町村議会議長会 会長 中川 圭一

源が偏在することが避けられず、地方公共団体間の財政力格差が拡大した場合、これに適切に対応できるよう、地方交付税による財源調整機能を十分に発揮させる必要がある。また、法令等に基づき国が国民に保障した行政サービスを実施するための財源保障機能も不可欠であり、両機能を充実強化する。

景気対策など国の施策の誘導に利用されてきたことが、地方が多額の赤字を抱える要因の一つになったという過去の経緯を踏まえ、地方交付税の政策誘導的な部分を縮小し、財源保障機能及び財源調整機能という地方交付税のあるべき機能を中心とする制度とする。

なお、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行されるべきである。

地方財政計画の見直しについては、地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における医療・福祉・環境・教育等の施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させるなど、適切な見直しを行う。「三位一体の改革」の推進により、地方交付税不交付団体の人口の割合を高める。

所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、別途、地方交付税の総額を確保するための

対策を講じる必要がある。

### 国直轄事業負担金の廃止

昨年、地方の改革案で示した国直轄事業負担金の廃止については、政府と党、合意においても、「基本方針2005」においても何ら触れられておらず、政府において、改革を行う意思があるとは言い難い状況にある。

国直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、これを廃止すべきである。

また、本来、管理主体が負担すべき維持管理費について、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理であり、早急にこれを廃止すべきである。

### 国による関与・規制の見直し等

国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害していることから、地方の改革案で示した改革を積極的に進める必要がある。

また、「基本方針2005」においても、国の地方公共団体が実施する事業への細部にわたる規制や関与などを大胆に撤廃する方針が示され

ており、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するため、「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、地方の自由度を拡大する必要がある。

### 新たな法律の制定

真の地方分権を目指して第2期改革を確実に軌道に乗せるため、改革の推進計画及び「国と地方の協議の場」の設置など、改革の推進に必要な体制整備のための新たな法律を制定すべきである。

### 国の行財政改革の断行と地方の自己改革

国庫補助負担金の廃止に伴い、これまで行ってきた補助金の申請、審査、決定といった国・地方を通じた膨大な事務処理が不要となる。これにより、国の負担は大幅に削減され、国の職員の人員削減が可能となるとともに、国は、国本来の事務事業である外交、防衛、金融等、国際社会の秩序の形成と国民全体の存立と発展に係わる事務に専念できることとなる。

ところが、国は、地方に比較して逼迫する国家財政の窮状を訴えながらも、既定路線である国立大学等の独立行政法人化などを利用した見せかけの人員削減に終始し、ほとんど純減にはなっていない、また、自らの給与カット等を行わないなど、行

財政改革は全く進んでいない。

国はこのようなことを踏まえ、定数削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本的見直しなど国の行財政改革を徹底、推進しなければならぬ。

一方、地方公共団体は、国を上回る大幅な人員の純減、歳出削減、人事委員会、勧告を上回る独自の給与カット等により、徹底的な行財政改革に率先して取り組んでいる。

我々地方は、国庫補助負担金の廃止により自己決定と自己責任が拡大することを踏まえて、創意と工夫により一層の行財政の効率化、合理化を進めるとともに、納税者である住民の信頼に応えるべく、地方公務員の定員管理や給与制度の見直しなど、引き続き徹底した自己改革に取り組んでいく。

### おわりに

地方分権推進の基本理念は、「国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえて、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること（地方分権推進法第2条）」である。

我々が進める地方分権改革は、過度に中央に集中する権限・財源を住民に身近な地方公共団体に移し、地

域のニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立するものである。これは、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築にも資する、いわば国民のための行財政改革であり、もとより国と地方の財源の奪い合いという「コップの中の争い」ではない。

国と地方が対等な立場で、相互の信頼関係に基づき協議を重ねるなかで、改革を確実に実行に移すことが必要であり、政府は今後、「国と地方の協議の場」を中心とした合意形成に全力を挙げるべきである。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に掲げられた「小さくて効率的な政府」の実現も、「官から民へ」「国から地方へ」の改革を徹底することから始まるものであり、地方分権の推進こそが究極の構造改革となり得るのである。

政府においては、平成18年度までに3兆円規模の税源移譲を確実に実行し、真の地方自治の確立に向けた改革の第一歩を踏み出すとともに、平成19年度以降も、第2期改革として、引き続き地方財政の自立につながる取組を行っていく必要がある。

我々地方六団体は、今後の予算編成や税制改正の場において、この改革案が具体的に実施されるよう注視していくとともに、地方分権改革の推進にできる限りの努力を傾注していく覚悟である。

## 活 動

## 別 表

## 「18年度移譲対象補助金」一覧

(平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金)

## 【社会保障】

(単位:百万円)

国庫補助負担金目名	優先して改革する移譲対象補助金額
医療施設運営費等補助金((目細)救急医療施設運営費補助金等)	14,846
地域医療対策費等補助金	749
医療施設等設備整備費補助金((目細)医療施設設備整備費補助金等)	2,620
歯科保健医療事業費補助金	605
疾病予防対策事業費等補助金	5,644
職業転換訓練費負担金	3,346
在宅福祉事業費補助金(支援費等分を除く)	59,890
身体障害者福祉費補助金(支援費等分を除く)	2,893
地方改善事業費補助金	6,013
児童保護費等補助金(支援費等分を除く)	9,401
児童福祉事業対策費等補助金	1,775
母子保健衛生費補助金	3,623
婦人保護事業費補助金	1,279
老人医療費適正化推進費補助金	3,487
児童保護費等負担金(児童入所施設措置費等負担金)	146,577
保健衛生施設等設備整備費補助金	4,435
保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)	29,014
婦人保護事業費負担金	802
身体障害者保護費負担金(支援費等分を除く)	1,485
精神保健対策費補助金(支援費等分を除く)	90
次世代育成支援対策交付金	34,568
セーフティネット支援対策等補助金(ホームレス対策事業分)	2,105
保健衛生施設等施設整備費補助金	3,331
社会福祉施設等施設整備費負担金	1,033
医療施設等施設整備費補助金((目細)医療施設等施設整備費補助金)	16,572
社会福祉施設等施設整備費補助金	9,095
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	86,590
次世代育成支援対策施設整備交付金	16,704

## 【文教・科学振興】

(単位:百万円)

要保護児童生徒援助費補助金	700
学校教育設備整備費等補助金	1,139
特殊教育就学奨励費補助金	1,904

## 【文教・科学振興】

(単位:百万円)

国庫補助負担金目名	優先して改革する移譲対象補助金額
スクールカウンセラー活用事業費補助金	4,217
特殊教育就学奨励費負担金	4,004
公立学校施設整備費負担金	73,226
公立学校等施設整備費補助金(公立高等学校施設整備費等を除く)	57,468

## 【その他(施設整備)】

(単位:百万円)

公営住宅建設費等補助	111,000
地域住宅交付金	58,000
廃棄物処理施設整備費補助	61,012
循環型社会形成推進交付金	26,318

## 【その他】

(単位:百万円)

医療関係者養成確保対策費等補助金	7,592
協同農業普及事業交付金	5,686
農業委員会交付金	7,071
林業普及指導事業交付金	821
水産業改良普及事業交付金	145
農村振興対策事業推進費補助金((目細)火山活動周辺地域防災営農対策事業費補助金分を除く)	64
植物防疫事業交付金	346
森林資源地方公共団体管理費補助金	439
漁業近代化資金利子補給等補助金	405
水産業振興地方公共団体事業費補助金	10
漁業調整委員会等交付金	207
農業・食品産業強化対策推進交付金	6,505
農山漁村地域活性化推進交付金	4,956
水産業振興等推進交付金	3,764
消費・安全対策推進交付金	2,612
バイオマス利活用推進交付金	1,162
森林整備・保全推進交付金	717
林業・木材産業等振興推進交付金	804
小規模企業等活性化補助金	10,136
公営住宅家賃対策等補助	75,803
環境保全調査等補助金	30
交付地方債元利償還金等補助金	257
森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費補助金)	200
合 計	997,292

## 中教審・義務教育特別部会

## 「審議経過報告その(2)」

## 義務教育費国庫負担は両論併記

## — 地方意見の反映は不十分のまま —

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会(会長・鳥居泰彦 慶應義塾学事顧問)は、7月19日総会を開催し、義務教育費国庫負担制度のあり方を中心とした義務教育特別部会の「審議経過報告」(その2)を了承した。

中教審総会の委員をめぐっては、都道府県市、町村の代表3人の参加を要求する地方六団体側と、2人までの枠しか認められないとする文部科学省側の主張が互いに対立したまま、本年2月から膠着状態が続いていた。

しかし最終的に、六団体側の要求どおり3人を委員に加えることで決着、今回の総会から、これまで特別部会の臨時委員として審議に参画してきた全国町村会の山本文男会長(福岡県添田町長)、全国知事会から石井正弘岡山県知事、全国市長会から増田昌三高松市長が正委員として審議に加わった。

了承された審議経過報告では、義務教育費国庫負担の問題について、税源移譲し一般財源化すべきとする地方六団体代表委員の意見と、負担金の堅持を主張する他の委員の意見を並記するかたちとなった。同報告については、義務教育特別部会で案文について審議する際、六団体側が修正を文書等で繰り返し求めたにもかかわらず、十分反映されないうまま了承される結果となった。

この点について、全国町村会の山本文男会長(福岡県添田町長)はじめ、3人の六団体代表委員は、「反映されなかったことは、誠に遺憾」とする連名の意見書を提出、また、全国知事会会長の麻生渡福岡県知事も会見で、修正されておらず、極めて不満だと批判した。中教審は今秋、結論を出すこととなっているが、とりまじめに到るまでには更なる曲折が予想される。

義務教育費国庫負担をめぐるこれまでの経緯と、「審議経過報告」(その2)の一部および六団体代表委員が提出した意見書は次の通り。

## 義務教育費国庫負担をめぐるこれまでの経緯

三位一体の改革に関連して、地方六団体は昨年、政府の要請に基づき国庫補助負担金等の改革案をとりまとめ提出した。

この中で、義務教育費国庫負担金

(8500億円)については、全額を

一般財源化することにより、地方が

自主的・自立的な教育を実施するこ

とを提案した。このうち、18年度ま

での第1期改革においては、中学校

教職員の給与等にかかる負担金の一

般財源化を提案したが、文部科学省

側はこれに反発、政府・与党間の調

整で暫定措置として17年度に4250億円を税源移譲特例交付金として移譲することとなった。

この問題に関する、昨年11月の政府・与党合意の内容は次のようなものであった。

義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

この合意内容を受け、中央教育審議会は、本年2月に義務教育特別部会を設置し、約5ヶ月間で23回の会議を開催した。このうち、第12回以降は、焦点となっている義務教育の費用負担のあり方を中心に議論を重ねてきた。またこの間、六団体委員や関係省庁(総務省、財務省)のほか、有識者として岡田恒男・東京大学名誉教授、神野直彦・東京大学大学院経済学研究所長・教授、土居文朗・慶應義塾大学経済学部助教授からヒアリングなどを行った。

今後の議論について、審議経過報告(その2)は、「これまでのところ、費用負担の在り方については具体的な意見の集約に至っていないため、

活 動

引き続き議論を尽くす」としている。

地方案を活かす方策と義務教育の在り方【審議経過報告(その2)からの抜粋】

地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案(平成16年8月)」においては、義務教育費国庫負担金に関し、「第2期改革(平成19～21年度)までにその全額を廃止し税源移譲の対象とすることとした上で、第1期改革(平成16～18年度)においては、中学校教職員の給与等に係る負担金を移譲対象補助金とする」とされている。

さらに、「併せて実施検討すべき」事項として以下をあげている。

- ・国は、義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、その責務を法律上明記するとともに、都道府県間において教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう法令に明記するなどの措置についても考慮すべきであること
- ・地域の実態に即した義務教育の推進のため、運営全般について、中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するとともに、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進すること
- ・義務教育等に対する財源確保のため、企業から寄せられる教育・文化等に係る寄付金について、非課税措置を拡大すること

なお、地方六団体案には、義務教

育費国庫負担金の一般財源化への反対意見又は慎重論に関する13都県の知事の意見が掲載されている。

関連して、義務教育費国庫負担金の一般財源化によって何ができるのかについて、地方六団体の一つである全国知事会の「三位一体の改革に関する提言」(平成15年11月)は、国庫負担金を廃止し、それに伴って設けられていた各種の規制を廃止することにより可能となる施策の例として「小中学校の学級編制や教員数を地方が決めることにより、少人数学級やチーム・ティーチングが実現し、地域住民のニーズに応える教育が実施できる」をあげている。

平成16年11月の政府・与党の合意に基づき、中央教育審議会では、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討するとともに、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討することとされている。そして、平成17年秋の中央教育審議会の答申を得て、平成18年度において恒久措置を講ずることとされている。

こつした経緯を受けて、当特別部会において、地方六団体から推薦された委員(以下「地方六団体委員」という。)から義務教育費国庫負担金に関して以下のような説明がなされた。  
・地方六団体は、平成18年度までの三位一体の改革として概ね3兆円規模の国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるように政府から要請さ

れ、平成16年8月24日に内閣総理大臣に「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出している。

・義務教育費国庫負担金の全額一般財源化により、地方が自主的・自立的な教育を実施することを提案する。その際、平成18年度までの第1期改革においては中学校教職員の給与等に係る負担金を一般財源化する。  
・地方案の提案の背景の一つは、平成5年の衆・参両議院における「地方分権推進に関する決議」を契機にして、地方分権が時代の大きな流れとなり、平成12年の地方分権一括法の施行により、義務教育に関する事務についても自治事務になったことがあげられる。

・また、昭和60年以降、文部科学省も、義務教育財源の一般財源化を推進している。国の一方的な都合により、なし崩し的に、しかも必ずしも税源移譲を伴わない形で一般財源化(税源移譲のない地方交付税の振替)よりも、税源移譲で義務教育財源を確保する方が確実である。

また、地方六団体委員から、政府・与党合意に沿って、地方案を活かす方策を検討すべきであり、地方自治、住民自治を尊重し、地方を信頼する、財政力格差については地方交付税で対応するということを前提にした上で、義務教育費国庫負担金を税源移譲した場合に、どのような問題があるか、仮にあるとすれば、それをどう解決するのか、そういう方向で議論する必要がある、との意見があった。

これに関して、地方分権を進めることは重要であるが、地方分権に伴うリスクも十分に検討すべきとの意見があった。

また、義務教育には、全国的な水準確保と機会均等を保障するための制度的、財政的な担保や全国的な基準が必要であり、国と地方の役割分担についての整理がないままに地方分権を進めればよいものではないとの意見があった。

関連して、地方六団体に属する各団体において、どのような実質的な議論をして地方案を機関決定したのか必ずしも明確になっていないとの意見があった。

また、昨年8月の全国知事会の決定においても、国庫補助負担金の検討の際、義務教育費国庫負担金を廃止する優先度は低いとする意見があった。

これに関して、地方六団体委員から、政府からの要請に応じて地方六団体として、各団体における機関決定の手続きを経て、昨年8月に意見を集約しており、この集約した改革案が地方の総意であり、改革案に載せたりリストの中では、それぞれの国庫補助負担金に優先順位は付けていないとの説明があった。

さらに、「三位一体改革の目的は、硬直的な補助金を改め、無駄を省き効率化することであり、その可能性が高いものから優先的に廃止対象とすべきである。義務教育費国庫負担金については、総額裁量制で使い勝手がよくなっており、一般財源化する

必要はないとの意見も出された。

また、委員から、義務教育費国庫負担金に関する地方案により、中学校分を税源移譲すれば、義務教育のうち小学校分が国庫負担金として残り、中学校分だけが地方に移ることになるが、義務教育として一体的に考える必要がある小学校と中学校を分けるのはおかしい、との意見があった。

上記の通り地方案に関する論点は多岐にわたるため、当特別部会においては、政府・与党合意の趣旨を踏まえてこれまで議論を重ねてきた。政府・与党合意は、義務教育制度に関して、その根幹の維持と、国の責任の堅持を大きな前提としており、当特別部会も、このことを審議の全体を通じて優先すべき理念と位置づけている。

さらに、政府・与党合意は、費用負担についての地方案を活かす方策と、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方の検討を中央教育審議会に求めている。これらの検討は、「義務教育制度の根幹の維持と国の責任の堅持」という優先すべき理念の中で行われる必要がある。当特別部会では、その前提で義務教育費国庫負担制度に関する検討を行っているところである。

義務教育費国庫負担制度の検討に当たっては、大きく3つの観点に着目した。

教育の質の向上をもたらずものであるか(教育の質の向上)  
義務教育の質の向上は、教育改革

を進める上での最大の目的であり、義務教育の費用負担に関する制度は、教育の質の向上につながるものである必要がある。

教育費を将来にわたり確実かつ安定的に確保できるものか(財源確保の確実性・予見可能性)

義務教育費は全ての予算において最優先すべき経費であり、教職員給与費をはじめとする必要な教育費は、確実に確保される必要がある。

地方や現場の自由を妨げるものではないか(地方の自由度の拡大)

地方分権に配慮する観点から、費用負担に関する制度が、地方の創意工夫を妨げたり、過重な負担を与えないものである必要がある。

地方六団体提出「審議経過報告(その2)に対する意見(その1)」

地方六団体代表委員である我々3名は、本年3月16日の第2回中央教育審議会義務教育特別部会に参加して以降、新しい時代にふさわしい義務教育のあり方について、熱心かつ真摯に議論をしてきた。特に5月25日の第12回特別部会からは、義務教育に関する費用負担のあり方を中心に審議が進められ、我々は、義務教育における地方分権を推進するという観点から、義務教育費国庫負担金等を税源移譲し、一般財源化すべきとの意見を主張してきた。

本日中央教育審議会に報告された審議経過報告(その2)については、

今後、これに基づいて国民各位から幅広く意見をうかがい、さらに審議を深めるために取りまとめるものである以上、これまでの議論の内容が正確かつ分かりやすく国民に理解される必要がある。このため、我々は、繰り返し修正意見を文書で提出したにもかかわらず、十分に反映されたものにならざるや、特に、地方六団体が行った一般財源化の主張・説明を明確にするため、一まとまりで記述すべきとの意見が採用されなかったことや、また、審議の過程で行われた総務省及び財務省のヒアリングや有識者の意見陳述などの要旨を記述すべきとの意見が、文部科学省のホームページに議事録を掲載するの必要がないという理由で反映されなかったことは、誠に遺憾である。

この度、我々3名は中央教育審議会委員として総会の審議にも加わることとなったところであり、あらためて、鳥居会長に対し、この中央教育審議会及び同義務教育特別部会における義務教育の費用負担のあり方についての議論を国民に十分理解いただくための努力と、今後の審議にあたっての公平・公正な運営を求めたものである。

「地方六団体が提案する改革案の要旨」

「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて

て創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な個性的な地域づくりを行い、国民が豊かさやゆとりを実感できる生活を実現することができるよう、財政面の自立度を高めるための改革である。

地方六団体委員は、義務教育における地方分権を推進する立場から、義務教育にかかる経費をこれまでのように文部科学省から与えられるシステムではなく、地域の子どもたちのことを最も理解する地方公共団体が、自らの財源である地方税などの一般財源で、住民の意向に沿った形で措置できるようにするシステムへと改革するために、義務教育費全額を地方一般財源とすることを主張している。

【改革案を提案した経過】

地方の改革案は、昨年6月の「骨太方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革として概ね3兆円規模の税源移譲を前提に国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるように政府から地方六団体が要請を受け、平成16年8月24日内閣総理大臣に「国庫補助負担金等に関する改革案」を提案したものである。その中で、義務教育費国庫負担金等の一般財源化を提案している。

【改革案提案の背景とその考え方】

地方案の提案の背景としては、平成5年の衆・参両議院における「地方分権推進に関する決議」を契機にし

活 動

て、地方分権が時代の大きな流れとなり、平成12年の地方分権一括法の施行により、義務教育に関する事務についても自治事務になったこと、また、昭和60年以降、文部科学省も、義務教育財源について一般財源化を推進してきているが、国の一方的な都合により、なし崩し的に、しかも必ずしも税源移譲を伴わない形での一般財源化(税源移譲のない地方交付税の振替)よりも、税源移譲で義務教育財源を確保するほうが確実であることが挙げられる。現実に、地方自治体の義務教育に要する経常経費のうち国が負担する人件費の割合は、平成14年度34・5%であったものが、平成15年度には31・0%、平成16年度には28・8%と年々低下し、すでに義務教育に要する経費の7割以上は、地方税や地方交付税等の地方自治体の一般財源で賄われている。



山本文男全国町村会長

また、総額裁量制が導入されているが、その総額はあくまでも国が決めるもので、国に権限と財源を残す点で、地方の自由度・裁量性を高めるという改革の趣旨にそぐわないものである。

地方六団体は、このような現状も踏まえ、義務教育費国庫負担金を全額一般財源化することにより、地方が自主的・自立的な教育を実施することを提案し、その際、平成18年度までの第1期改革においては中学校教職員の給与等にかかる負担金を一般財源化することにしたものである。



石井正弘岡山県知事

国は義務教育標準法による標準的で適切な学級規模の明示、学習指導要領によるあるべき学習内容の提示等、統一的、基本的な義務教育の内容・水準を定めることを基本的な役割とすべきであり、地方はその水準・確保を守りながら、それぞれが独自に創意工夫を發揮し、地域のニーズに適合した、自主的・自立的な教育の実施の役割を担うべきである。



増田昌三高松市長

【義務教育費水準の適正支出の担保】

地域住民の最大関心事は子ども教育であつて、地方行政において最も優先されているのは教育であり、地方公共団体は、国・地方を通じて厳しい財政運営を行う中、これまで教育に対して最重点をおいて取り組んできた。

義務教育費全額を地方の一般財源とした場合においても、上記の国が定めた統一的、基本的な義務教育の水準を守るために必要な教育費の支出について、現行法においても、報告、指導、是正勧告、地方交付税の返還の規定の存在により担保されており、仮に現行の法律が不十分であれば、法律改正も可能であり、これらの制度によりその適正支出は担保できる。

【義務教育費は地方一般財源で確実に財源措置】

国庫補助負担金改革は、国庫補助負担金を地方税に振り替えること(税源移譲)であり、特に義務教育費国庫負担金の一般財源化にあたっては、「骨太方針2003」に明記されているとおりその全額100%が税源移譲されるため、地方財政全体として、財源不足が増加するものではない。

また、個別団体ごとの財源措置についても、個人住民税の税率フラット化や法人事業税の分割基準の見直しなどにより税源分布の偏りを緩和し、これと地方交付税の強化された

情 報

財源調整機能の組み合わせにより、財政力の弱い団体においても財源の不均衡を是正していくこととされており、各地方団体において所要の財源は確保されるものである。なお、法令で教職員配置等の基準が示されている義務教育については、地方交付税の財源保障機能により、地方交付税の算定において適正に対応される分野である。

【義務教育費全額を地方一般財源とすることがもたらす効果】

義務教育費全額を地方一般財源とすることにより、学級編制や教職員配置に関する国の基準を満たした

新任都道府県町村会長の略歴

福井県町村会は5月10日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(5月10日付就任)

福井県町村会長  
大飯郡高浜町長

いまい  
りいち  
今井 理一

昭和7年4月20日生



上で、地方団体が当事者意識を持つて、地域の教育環境や児童・生徒の実情に応じた学校配置、弾力的な学級編制や教職員配置が可能となる、

教職員給与に限らず、教育効果の高い外部人材の活用や外部委託、教材の購入・開発、教育関係施設の整備等の様々な取り組みに財政資源を効果的に配分できる、義務教育に

関する地方自治体の責任が住民に対して明確になり多種多様な取り組みが促進される、創意工夫が可能となることにより、さらに各地域における教育論議が活性化する、交付申請や実績報告・検査などの事務に

国・地方を通じて多くの労力や費用

【住所】福井県大飯郡高浜町和田第111号32番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和54年高浜町議会議員 平成元年高浜町議会議長 8年高浜町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】平成11年福井県町村会理事 15年同町村会副会長

【主な業績】特別養護老人ホーム「高浜けいあいの里」誘致 保健福祉センターの建設 清掃センター排ガス高度処理施設整備 坂田グリーンタウン開発分譲 若狭CA TV広域ネットワーク事業の整備

JR小浜線電化開業に伴う駅舎整備 「若狭たかほま漁火想」事業

【趣味】囲碁・書道

【家族】子夫婦、孫3人

【家族】子夫婦、孫3人

【趣味】囲碁・書道

がかかっているが、国・地方を通じて事務の効率化を図ることができ

また、住民が自分の納めた税の使途である学校をより厳しい目で見ることとなり、教職員の自覚が高まり教師の質の向上にもつながること、学校まかせという意識が低くなり、

新刊紹介

『合併市町村あのみちこのまち』  
生まれ変わった自治体の姿と魅力を紹介

社団法人 日本広報協会 編

「平成の大合併」によって、日本地図は大きく塗り替わった。「鬼北町」という町は何県にあるの、「鳥海山の麓の鳥海町は何市になったの」といった疑問や混乱が当分の間続くに違いない。こんなとき本書が手元にあれば、疑問は一気に解消する。本書は、この春までに合併した全市町村(二百九十四団体)を一挙に紹介するガイドブックなのである。

また本書は単なるデータ集ではない。「新しく生まれ変わった自治体の姿と魅力を伝える」というキャッチフレーズのとおり、それぞれの自治体が誌上で「郷土自慢」を展開することによって、観光振興や物産の消費拡大につながるように編集されている。データだけではまちな姿は見えにくい、本書にはそれぞれの観光情報、特産品情報、イベント情報

地域ぐるみで教育を支えようという意識が高まること、そして何より、義務教育における地方分権化が図られ、地方公共団体が自らの責任の下、より総合的かつ主体的な教育を展開することができる。

報がたくさん写真とともに紹介され、読者がそのまちのイメージをつかみやすいように作られているのである。

今回の大合併によって、昭和と平成の時代を通じて親しまれてきた多くの市町村名が姿を消してしまつた。本書には旧市町村名とそのエリアを示した地図も掲載されており、長期にわたって貴重な記録・資料としても活用できるだろう。

本書は、合併を控えた自治体関係者の参考となるのももちろん、旅行者の参考となるのももちろん、地方とのかかわりの深い人にとって必携の書といえる。全二百九十四市町村の情報が一ページずつ掲載され、総ページ数は六百を超す。このため東日本編と西日本編の二分冊形式がとられたというが、価格は一冊千円、ページ数の割には手ごろな価格である。

発行 (社)日本広報協会  
定価 1,000円(東・西編とも同じ価格/税込・送料別)

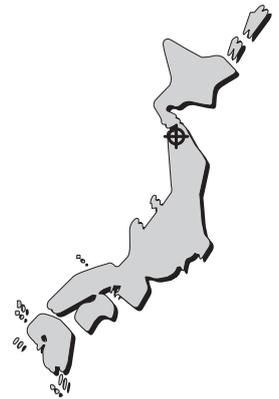
「購入申込」日本広報協会  
03・5474・6050

フォーラム

現地レポート

町村独自の地域振興事例紹介

# 農家蔵保存利活用と グリーン・ツーリズム



## 青森県

## おの え まち 尾上町



**農村景観百選・蔵・庭園・生け垣の多い町**

尾上町は青森県南津軽郡の中心に位置し、西には岩木山、東には八甲田山系に囲まれ、人口約10、500人、面積18、87km<sup>2</sup>(東西9、6km、南北3、7km)で、米とリンゴ生産を主体とする農業の町です。また、ゴザ・ほうぎ・植木などの行商が昔から盛んで植木販売業・造園業者が多く、蔵と庭園・生け垣が多い町です。他市町村にない農村景観が農村アメニティコンクール優秀賞、農村景観百選、かおり風景百選指定の町として全国的にも高く評価されています。その農村景観を形成しているのが蔵・庭園・生け垣です。特に蔵は334棟が現存し、94%が農家所有の蔵です。最も蔵の多い金屋地区(世帯数271)には78棟の蔵があり、密集しています。

## 蔵はステータス

年代別には文久2年(1862年)143年前に建造された蔵が一番古く、明治、大正時代と続きます。終戦後(昭和20年)、農地改革で農家は小作人から自作農となり、蔵を建てることを目標に皆農家は頑張ってきたと聞きます。蔵を建造する費用は当時で米百俵(1俵1、430円)と言われていました。蔵に夢を託し、自作農となった農家は先を競うように蔵を建て、昭和20、30年代に建造ブームが起り、これだけの蔵の数となっています。

蔵の構造は、農産物の貯蔵施設と文庫蔵併用で、米とリンゴの貯蔵は1階、2階は大事なものを保管する場所として活用されてきました。リンゴは旧正月頃まで貯蔵しながら、農家がリンゴ仲買人と価格交渉、売ることに自ら努力し、農業経営基盤確立を図ってきました。様に農家は潤い、蔵の存在が嫁婿を貰う判断基準の一つとされ、蔵は商人も農家も繁栄の象徴でステータスでした。

## 設立の動機

農業の近代化に伴い、農産物は収穫と同時に農協の貯蔵施設搬入という農業形態の変化で、蔵は貯蔵施設の役目を終え物置蔵となり、次第に所有者も地域住民もステータスという価値観が薄れてきました。当町で生まれ育ち、暮らしていると、素晴らしい蔵・蔵並み、農村景観も見慣れた風景でしかない。更には蔵を建て

させる人、建てる職人もいない今日、現在ある蔵は少なくなっても多くなることはない。後世に残すべき建造物・文化遺産と位置づけし、蔵保存と利活用の促進、グリーン・ツーリズム事業推進基盤の確立と事業の定着を目的に、町内外賛同者26人で14年1月27日に当会を設立し、15年8月NPO法人の認証を受け、法人組織として活動しています。

## 活動内容と成果

活動内容は、蔵の合同調査(弘前大学農学生命科学部) 蔵マップ発刊 会報蔵ジャーナル発刊 蔵フォーラムの開催 蔵並み図画コンクール開催 蔵・農家庭園ウォッチングの開催 修学旅行農作業体験ファームステイ受入 ぶどう・花・花木・リンゴ・イチゴ収穫体験の開催 古農具収集及び展示 地域案内人育成講座の開催(大学生・高校生) 蔵の文化財指定登録調査及び申請(八戸工業大学工学部) 蔵保存と利活用への提言 遊休農地利活用の提言及び活用事業の開催 サツマイモ・枝豆栽培体験) 民宿営業許可登録推進及び登録 商工会共催事業「蔵巡り・庭園巡り」など積極的に活動を展開してきました。

その活動が各社新聞掲載・NHK「東北各駅停車」・青森トゥデイ ニュース・青森テレビ・RABテレビ放映などメディアに其の都度大きく取り上げられました。更には県営事業垂柳・猿賀地区田園空間整備事業蔵利活用拠点づくり採択(20年

度着工予定)・全国農業高校教科書「グリーンライフ」掲載・15年度「ふるさとづくり賞」振興奨励賞・第3回村の伝統文化顕彰農村振興局長賞・16年度あおもり活性化大賞奨励賞・16年度地域づくり総務大臣賞受賞など大きな成果に繋がっています。当会の活動が短期間に大きな成果に繋がった要因は、農家蔵という素材のよさと弘前大学農学生命科学部地域環境科学科・八戸工業大学工学部・柏木農業高校・地元小学校など教育機関や県内のNPO法人・G・T推進団体・県行政など多方面にわたる連携が大きい。

## G・T事業の取り組み

他市町村にないこの地域資源の活用がグリーン・ツーリズム(G・T)事業展開の必須条件です。

蔵保存利活用とG・T事業定着で、農業・農村活性化を目的に、8年から地元農協で農作業体験や栽培体験・収穫体験のプログラムを作り、消費者及び次世代を担う子供らを対象に、G・T事業を県内農協の先駆けとして取組んできました。食農教育と交流事業として定着しました。修学旅行農作業体験ファームステイ受入は皆無でした。

長野県飯田市や秋田県田沢湖町など先進地の取り組みに羨望し、農家蔵保存と利活用促進・G・T事業展開でオンリーワンの地域づくりと農業農村活性化に夢を膨らませ、14年1月、前述の目的を指標に当会を設立しましたが、農協という組織体での事業

構築に理解を得られず同年3月退職、事務所を増築し、拙宅で自分のライフワークとしてスタートしました。

農業は、農産物価格低迷で再生産価格すら維持できない状況下、農家は借金の増大・農業意欲の減退・放棄農地の増加など元気がない農村において、農家の新たな所得確保対策、感動とやる意欲を充てえられる事業は、G・T事業しかないとの確信の下、受入農家の啓蒙とG・T推進ネットワーク体制の確立・弘前大学農学生命科学部など教育機関連携、県行政・むつ小川原地域産業振興財団のサポートが事業展開に大きな推進力となりました。

15年12月、当会に(株)東日観光船橋支店の受入れ依頼が、弘前地域でG・T事業推進団体で構成する、広域連携・津軽ほっとステイネットワーク」設立要因となり、15年2月に設立しました。霊峰津軽富士と言われる岩木山のふところ岩木町、津軽平野の中心地りんご生産日本一・桜の名所弘前市、いで湯の里平賀町、農家蔵・農村景観百選指定の尾上町、青森空港・東北高速道路インターが隣接の浪岡地域等、米とリンゴが基幹産業で津軽の穀倉地帯として栄え、気候風土、四季折々の自然景観に恵まれた素晴らしい環境で、16年5月27・28日、千葉県船橋市立二宮中学校3年生238人の修学旅行農作業・農村生活体験ファームステイを受入れし、心の教育・食農教育をカリキュラムとした「感動のファームステイ」、津軽グリーン・

# フォーラム

ツアーズムを実現しました。

この実績が今年5月26・27日同校3年244人ファームステイ受入に繋がり、18年度受入依頼が3校確定するなど広域面においてもG・T事業推進基盤の確立と事業定着拡充に大きく貢献することができました。当会においても、6月3・4・9・10日、小樽市立中学校2校3年生180人を受入し、確実に定着と拡充繋がっていますが、まだ序奏に過ぎないと思っています。

## G・Tは交流・食農教育

14年6月、当会受入農家のトレーニングを兼ね、弘前大学生農業体験ファームステイを実施しました。学生のアンケート調査には、「農業のマイナスイメージを崩し、農業は楽しいと言ったことを知ってもらうにはファームステイは大変良いプロジェクトであり、短期間で素晴らしい経験と新しいことを学ぶことができた」「充実し、楽しく、そして厳しく、心に残るものになり改めて農業のあり方、食料の大切さ・農村のすばらしさを学ぶ機会となった」と感想を述べ、参加した学生は農業のあり方、食料の大切さを学び、受入農家は「農業も捨てたもんじゃない、楽しく農業経営できる」ことを学生から学び、今も自分の子供のよう

に交流し、ファームステイが縁で学生の親とも交流しています。同大学地域環境学科の谷口建教授の協力で、二宮中学校生徒に受入前後のアンケート調査を実施し、「農

業と食料の大切さ」：ファームステイ前(44%)後(67%)で23%も上昇。農業体験の内容：「大変良かった・良かった」も含め90・3%、「農業はつまらない」：15・3%でありましたが1・4%に激減。「人があたたかい」：64%が89%に25%も上昇しています。ある生徒は、「今回のファームステイで、日本の農業の大切さを改めて理解できた。農家の心の温かさを感じることができた。帰りたくなかった。もつと居たかった。」と感想を記述しています。まさに心の教育・食農教育の実証です。

また、今年2月8日、千葉県船橋市で青森県主催の修学旅行農業体験ファームステイ誘致ブレゼンテーションが行われ、同校芝塚雄一教諭から生徒たちが高校進学の間接試験時、3年間で一番の思い出を問われた時に、大半の生徒が津軽でのファームステイの、受入農家との思い出を語ったと報告がありました。生徒たちの心に、「第2のふるさと」としてしっかりと根付き、田舎の家族との素晴らしい思い出と感動を共有し、ファームステイ後も前述の同大生同様、交流が続いています。農業と農村がフィールドのG・Tは、「心の教育」「食農教育」「都市と農村共生交流」事業であることを強くしています。

当会受入農家6人で始めた同大学生農業体験ファームステイが受入農家組織の確立に繋がり、学生の感動が受入農家の意識を変え、当会24

人の仲間ができました。感動が人を変え、地域を変えます。同ネットワークも含め75人の受入農家組織体制が確立し、津軽G・T「農業・農村丸ごと感動体験」が大きな潮流となろうとしています。

## 今後の取り組み

弘前大学農学生命科学部地域環境科学科・八戸工業大学工学部・柏木農業高校・NPO法人・G・T推進団体・県行政・観光会社などと連携を強化しながら、  
1.「農家蔵の町」ブランド確立…  
蔵利活用の拠点づくり促進 蔵の補修・蔵並みの環境整備促進 蔵文化財指定登録調査推進及び申請。  
2.「G・Tの町」ブランド確立…

「安全・安心・無事故で感動のファームステイ」をモットーに、修学旅行農業・農村生活体験ファームステイの定着と拡充のため、津軽グリーン・ツアーズム冊子等宣伝普及資料の製作 情報発信の強化 誘客活動の実施 受入れ学校・観光会社との交流 受入農家啓蒙と民宿営業許可登録の推進 グリーン・ツアーズムインスタラクター・コーディネート育成スクール受講推進など当会並びにネットワークの基本指針に定め、地域に密着した活動を展開し、「農家蔵の町・グリーン・ツアーズムの町」ブランド確立、農村文化の漂うまちづくり実現を当会の社会的ミッションとして活動していきます。(NPO法人尾上町蔵保存利活用促進会 常務理事 佐藤正彦)

**三菱信託銀行** **MTFG**

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

<b>投資信託</b>	<b>外貨定期</b>
<b>カーリング</b>	<b>スーパー定期</b>
<b>スプリング</b>	<b>ヒット</b>

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

**あなたの思いをカタチにします。**

お年寄り、いけるからでも、こいね、おこねる。	<b>スーパー定期</b>	お年寄り、いけるからでも、こいね、おこねる。	<b>グローバルセレクション</b>
いらない、あつけない、あつけない、あつけない。	<b>5年変動定期</b>	いらない、あつけない、あつけない、あつけない。	<b>ファーストクラス</b>
お年寄り、いけるからでも、こいね、おこねる。	<b>ビッグ 2年・5年</b>	お年寄り、いけるからでも、こいね、おこねる。	<b>住友ローン リレープランブックス</b>

**SUMITOMO TRUST 住友信託銀行**

資料のご請求は、お住まいの都道府県別支店にてお問い合わせください。  
 総機：〒100-8397 東京都千代田区千代田1-1-1  
 貸付センター：〒100-8397 東京都千代田区千代田1-1-1  
 貸付センター：〒100-8397 東京都千代田区千代田1-1-1  
 (各支店、営業時間、お問い合わせ先、お問い合わせ先、お問い合わせ先)

情 報

カプセル Now & New

ホームページにフォト北海道ギャラリーを設置 枝幸町

毛ガニの水揚げ日本で有名な町は、ホームページに「あなたがつくるフォトギャラリー」を設置した。観光客などが町で撮影した写真を募集し掲載するコーナーで、町をより一層PRしていくのがねらい。年間の優秀賞数点にはカニやホタテなど特産品を贈る。

津波に関するシンポジウム 岩手県 田老町 を開催

過去に大津波に襲われた経験から全国でもトップレベルの津波対策を講じている町は、5月14日に公開シンポジウム「三陸地震津波に備える」を開催した。記録映像の上映や津波体験者へ交えたパネルディスカッションなどを行い、津波対策等についての意見交換を図った。

コカリナフェスティバル 秋田県 二ツ井町 を開催

ハンガリーに伝わる木製の小さな笛・コカリナを秋田スギの間伐材で製作している町は、「二ツ井コカリナフェスティバル」を開催した。コカリナの産地を訪れたいという声に応え企画したもので、全国から約1000人の愛好家が参加し、コカリナの素朴な音色を披露し合った。

犬の飼い主のマナー 栃木県 向上に倶楽部を発足 国分寺町

町は、犬を飼って2年以上の在住者を会員資格とした「マ

ナーアップ・わんわん倶楽部」を発足させた。飼い主のマナー向上を図り、犬のふんの不始末を解消していくのがねらい。会員は犬の散歩時に倶楽部の会員証を身につけ、会員同士でマナーアップを呼び掛けていく。

「パパ・ママリフレッシュ 埼玉 都幾川村 を配布

村は、子育て支援の一環として「パパ・ママリフレッシュ切符」を配布した。対象は、在宅で生後4か月から就学前までの乳幼児を育てている家庭で、親に育児疲れを解消してもらおうが目的。年間24時間まで、村内の公私立保育園などで子どもを無料で預かる。

高校等のバス通学定期代 神奈川 清川町 を補助

村は、高校生等を持つ家庭の経済的負担の軽減と子育て環境の充実をねらいに、村内に住む専門学校を含む高等教育課程修学者を対象にバスの通学定期代を補助する事業を実施している。バス停から最寄りの小田急電鉄本厚木駅までの定期代の3分の1を補助する

子育て支援センターを長野 軽井沢町 開設

町は、移転新築した保育園内に町内初の子育て支援センターを開設した。親子の交流、情報交換の場として自由に使うのもらう施設で、月1回の「なかよし広場」では読み聞かせや子育て講話、おもちゃ遊び等を行う。休日保育や一時保育、子育

て電話相談等も実施している。

「伊勢いも」の増産に 三重 多気町 向け試験栽培

町は、生産農家の高齢化などで生産量が減った特産品の「伊勢いも」の増産に向け、JAMDA多気郡や県立相可高校、三重大学と連携し、高校の付属農場で試験栽培を始めた。伊勢いもは日本料理や和菓子の高級材料として珍重されており、「小分割増殖法」で増産を試みる。

50周年記念にカルタを 京都府 和知町 製作

町は、町制50周年記念事業の一環として、地元の文化や自然を詠んだカルタを製作する。絵札は町内の切り絵サークルに依頼して製作を進め、8月の記念式典で展示する。町は10月に合併して京丹波町になることから、カルタは50年の歴史を閉じる町の記念として残される。

「産直問屋しおさい」を鳥根 隠岐の島町 オープン

町は、特産品等を販売する町営施設「産直問屋しおさい」をオープンした。地元の新鮮な魚介類や野菜、特産品を販売するとともに、観光客向け体験コーナーでは、釣りの仕掛けや漁具を作ったり、ローワークなどの作業を体験してもらい、観光客の増加につなげていく。

町の歌のCD・ROMを徳島 石井町 作製

町は、町制施行50周年を記念して、「石井町民の歌」とい

Mを作製し、小学校や公民館に配布した。町の歌が欲しいとの町民の要望により約20年前に作られた曲で、運動会などで親しまれているものを、デジタルで収録し直した。

少子高齢化対策に2事業 香川 宇多津町 を導入

町は、少子高齢化対策として、「高齢者相互支援事業」と「つどいの広場事業」を導入した。前者は町内の老人クラブ会員が独り暮らしの高齢者宅を訪ねて交流を深める事業。後者は町サポーターセンターに乳幼児の母親の居場所をつくり、子育て支援を図っていくのがねらい。

シーカヤックの拠点を整備 熊本 五和町

マリンスポーツが盛んで、風光明媚な海岸線を持つ町は、シーカヤック70艇が収容できる艇庫等を建設し、シーカヤックの拠点として整備する。カヤックをレンタルや体験教室などで町民や観光客に利用してもらい、町を活性化していく。

接遇の向上へ向け職員 鹿児島 十島村 の意識改革

南北160kmにわたって点在する12の島で構成され、鹿児島市内に役場がある村は、電話応対や接遇の向上、あいさつの励行などに努めていくため、全職員の意識改革に乗り出した。村民との「距離」を縮め、住民満足度を高めていくのがねらい。

カプセル Now & New

随 想

■比庵と陶源郷ましこ



県 長 和  
木 町 良  
子 野 平  
栃 益 平

随 想

ほのぼのと  
むらさきにおう朝ほらけ  
うぐいすの声山より聞こゆ

昭和四十一年、歌人清水比庵が  
新年の宮中行事、「歌会始」の召人  
として詠んだ歌である。この年の  
お題は、「声」であった。比庵は明  
治十六年、岡山県笠岡市の生ま  
れ、短歌会「窓日」などを主宰し、  
歌書・画、三位一体の独自の作風  
を示した。また昭和五年から九年  
間、日光町長を務めたという文武  
両道の人であり、日光市の名誉市  
民でもある。

下つ毛野の

芳賀のこほりの益子町  
陶ものどころけぶりたちのぼる

比庵が初めて益子を訪れたの  
は、昭和二十九年の初夏であつ

た。この平明な歌に、比庵は目に  
映つた益子の全てを内包させたの  
だろう。東に連なるたおやかな  
山々、その山あいから流れでる小  
川の清流に注ぐ、山ふところに点在  
する家並み、その所々から陶を焼  
く窯の煙が立ち上つている。比庵  
はその勢いよく上る煙に、窯業地  
を訪れた実感とともに、そこに住  
む人々の生活の確かさを見たので  
ある。幸いなことに、今も大きく  
は変わっていないこの情景こそ、  
私たちが守り、そして伝えていか  
なければならぬ、益子の原風景  
である。

益子のや

平野山庭あさあけて  
きりたちわたる平野山庭

比庵は、益子の風土、陶芸を好

み、昭和三十年頃より毎年このよう  
に訪れた。風景を愛で、歌を詠  
み、窯を訪れては、皿や壺などに  
筆を走らせていた。わが家が、益  
子での定宿であり、これはその当  
時の歌である。

好々爺であつたが、二階の廊下  
を行きつもどりつ、ぶつぶつ言い  
ながら苦吟している姿が、小学生  
の私の目には奇異に映つたもので  
ある。比庵の書は、自由闊達な独  
特のもので、見方によっては稚拙  
にも見える。偉い先生と聞いてい  
た私は、口にくそ出さなかつた  
が、子供心にそう思つていた。

ある正月、玄関に掛けた比庵の  
書を見た年始の客が言つた。「こ  
れは八十筆の書いたものですか。」  
思いがけない問いに、絶句した  
父。比庵は、晩年落款の所に、年  
齢を記すことが多かつた。ちなみ  
に、この書には「八十一比庵」と  
あつた。クレージー・キャッツ全  
盛の頃のことである。

さて、地方分権の論議が盛んだ  
が、国の思惑と地方の期待とに  
は、かなりのギャップがありそう  
だ。しかし、自主的かつ个性的な  
地方のあり方が問われていること  
は確かであり、特区など個性を模  
索する試みが全国各地でなされて  
いる。

個性ある町づくりへのアプロー  
チに欠かせないものは、俯瞰的な  
視野の中でその町がどのような役  
割を果たすかという視点であり、

それによって自ずと個性は顕在化  
する。

二十一世紀、わが益子はどのよ  
うな役割を担うのか。東京を核に  
膨張を続けるメガロポリス、つく  
ばエクスプレスの開通で、より高  
度化する知性都市つくば、新首都  
構想で話題になつた、新生日本の  
シンボル那須野ヶ原。これら近郊  
都市に囲まれた地理的条件を生か  
し、都市生活に倦んだ人々のふる  
さと回帰の受け皿として、豊かな  
自然と人情味あふれる生活を提供  
し、さらに陶芸を中心とした工芸  
的風土を背景に、国内外の人々の  
知的好奇心を満たす。それが益子  
の果たすべき役割である。

「うぐいす」は町の鳥、冒頭の歌  
はまさに、益子の風情そのもので  
ある。益子は未来に亘り、緑と心  
そして文化のオアシス「陶源郷ま  
しこ」として在りつづけたいもの  
である。



●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方  
は、ハガキに住所、氏名、職業、電  
話番号をお書きのうえ、全国町村会  
広報部へお申し込みください☆年間  
一部千五百円☆料金は請求書をお送  
りしてから折返し御送金ください☆  
〒100-0001 東京都千代田区  
永田町1-1-35 全国町村会広報部。

この夏にかける。

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	計
一等 <small>前後賞合わせて</small>	3	0	0	0	0	0	0	0	0	円
一枚	0	0	0	0	0	0	3	0	0	円



# サマージャンボ3億円

1等・前後賞合わせて

1等 2億円 1等前後賞 各5千万円 2等 1億円

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。

財団法人全国市町村振興協会／全国市長会／全国町村会／全国市議会議長会／全国町村議会議長会

2005年 市町村振興宝くじ

7/15 (金) 発売

発売期間：7/15(金)～8/2(火)  
抽せん日：8/12(金)